

第9回ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会

日時： 3月31日（水） 15:00～17:00

場所： 経済産業省別館会議室（経済産業省8階817号室）

議 事 次 第

- 1 申請手続について
- 2 健康診査について
- 3 研究班等からの報告について
- 4 その他

第9回ジフェニルアルシン酸に係る
健康影響についての臨床検討会

資 料

緊急措置事業に係る対応について

ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会

平成16年2月25日

環境省では、昨年5月から「さがみ縦貫道路周辺地域等化学物質調査検討会（専門家検討会）」の意見を聞きつつ汚染源調査を実施してきたところ、平成15年12月10日の同検討会において、ジフェニルアルシン酸による地下水汚染の範囲は、いわゆるA井戸及びB井戸を中心とした半径500m以内及び2円に共通する接線の内側（以下「ABトラック内」という）に限定されていることが明らかとなった。

（1）ABトラック内低濃度総ヒ素井戸について

- 汚染源調査の一環として検査されたABトラック内109井戸のうち20井戸からジフェニルアルシン酸が検出された。このうち1井戸については総ヒ素値が環境基準値（0.01mg/l）以下であった。（平成15年12月10日）この1井戸の世帯について生体試料を分析したところ、世帯員全員の試料からジフェニルアルシン酸が検出された。（平成16年2月19日）
- ABトラック内において総ヒ素が0.01mg/l以下で検出された井戸は、平成15年3月～4月に茨城県が実施した行政調査によると178井戸存在する。総ヒ素値が環境基準値以下の井戸については、これまで水道への転換の指導はなされていたが、飲水中止の指導はなされていなかった。

<対応方針>

- ① ABトラック内については、県はABトラック内での飲水中止について指導すべきである。
- ② 178井戸について、国はジフェニルアルシン酸の分析を早急に行うべきであり、県はジフェニルアルシン酸が検出された場合にはあらためて飲水中止を指導するとともに、緊急措置事業に基づく申請を勧奨すべきである。

（2）ABトラック内未申請者について

- ABトラック内で総ヒ素値が環境基準値を越えて検出された64井戸については、県の指導の下、水道等への転換がなされ、昨年11月末の時点で

当該井戸からの飲水はすべて中止されていることが確認されている。

○一方これら 64 井戸中、34 井戸については、緊急措置事業に基づく申請が現在もなされておらず、当該井戸のジフェニルアルシン酸に係る検査が未実施の状況である。

<対応方針>

- ① 県は 34 井戸の世帯に対し個別世帯毎に積極的な申請勧奨を行うべきである。
- ② ①と併行して、国は 34 井戸のジフェニルアルシン酸の分析を早急に行うべきである。

ヒ素汚染による健康被害者に対する緊急措置事業の実施状況

1 医療手帳申請状況

(平成16年3月26日現在)

区 分	4.5mg/lの 総ヒ素が検 出された井 戸水の飲用 者 (A)	左記以外で 井戸水から ジフェニルアルソン 酸が検出され た者 (B)	総ヒ素0.01 超過で左記 以外の者 (C)	総ヒ素基準 値以下の者 (不検出を含む) (D)	井戸水検査 未実施の者 (E)	合 計 A+B+ +D+E
6 月	30	0	11	0	5	46
7 月	0	53	100	0	8	161
8 月	3	0	21	0	31	55
9 月	0	3	1	0	5	9
10 月	0	0	9	0	4	13
11 月	0	3	0	0	0	3
12 月	0	1	0	0	0	1
1 月	0	15	1	0	0	16
2 月	0	15	2	0	0	17
3 月	0	4	51	0	0	55
合 計	33人	94人	196人	0人	53人	376人

2 医療手帳交付申請審査状況

H16. 3. 26現在 (単位: 人)

区 分		A地区	B地区	その他	計
医療手帳申請者		155	106	115	376
申 請 処 理 状 況	医療手帳交付者	53	57	—	110
	検査中の者(生体・井戸水)	36	29	17	82
	交付対象外となった者	66	20	98	184

ABトラック内でヒ素が検出された井戸に係る対応状況

H16. 3. 31
潮来保健所

1. 総ヒ素が環境基準値以上で検出された井戸について

前回の臨床検討会で報告した行政検査で総ヒ素値が環境基準値を超えている64井戸中、医療手帳交付申請をしていなかったのは44井戸であることが確認され、そのうち2井戸は学校であった。

対象井戸	42井戸中	採水済	39井戸
		採水拒否	2井戸 (現在使用していないため)
		採水不可	1井戸 (井戸閉鎖のため)

採水済み	39井戸中	DPAA検出	3井戸 (内訳は以下の14世帯41名であり、 いずれも未申請である)
		(内訳)	
		〇さん	1世帯 1名
		1アパート	9世帯 31名
		1コーポ	4世帯 9名

DPAA不検出 36井戸

2. 総ヒ素が環境基準値以下で検出された井戸について

前回の臨床検討会で報告した行政検査で総ヒ素が環境基準値以下で検出された井戸については、178本と報告していたが、そのうち156本の井戸 (175世帯) について確認されたため、採水及びDPAA分析を実施した。なお、現時点では、総ヒ素が環境基準値以下で検出された井戸の世帯数は196世帯まで確認している。

196世帯中、採水完了156井戸 (175世帯)

156井戸の分析結果

DPAA検出	1井戸 (医療手帳申請済み)
DPAA痕跡	2井戸 (2アパート)
	T荘 10世帯 28名
	H荘 6世帯 7名
DPAA不検出	153井戸 (158世帯)

未採水 21世帯 (井戸数は19世帯について未確認のため不明)

このうち	不在票投函済 (連絡待ち)	12世帯 (井戸数不明)
	転居先不明	5世帯 (井戸数不明)
	アパート内の所在部屋不明	2世帯 (1井戸)
	採水不可 (水道に切り替えたため)	2世帯 (井戸数不明)

ジフェニルアルシン酸毒性試験の実施について

ジフェニルアルシン酸の毒性については全く知見がないため、臨床検討会の指示のもと毒性試験の専門家からのヒアリングをふまえ、ジフェニルアルシン酸についてのラットを用いた 28 日反復投与毒性試験、90 日反復投与毒性試験及び経皮吸収試験を行うこととした。結果についてはただちに臨床検討会に諮ることとしている。なお、ジフェニルアルシン酸等の健康影響に関する調査研究班の分析、毒性、臨床、疫学各班には適宜経過を報告し、必要に応じて意見を求めている。

毒性試験

1. 試験方法

- ① 予備試験：28 日間反復投与毒性試験の投与用量を設定するための試験。
- ② 28 日間反復投与毒性試験：OECD テストガイドライン (TG-407) に則った、一般毒性を明らかにするための試験。
- ③ 90 日間反復投与毒性試験：OECD テストガイドライン (TG-408) に則った、より長い期間投与を行うことによる、離乳後の成長期から成人期に至るまでの期間に発現する毒性に関する情報および蓄積性に関する知見を得るための試験。
- ④ 経皮吸収試験：皮膚を通じたジフェニルアルシン酸の吸収の有無について検討を行うための試験。

2. 進捗状況

上記毒性試験は平成 15 年度～16 年度において実施予定である。

予備試験をふまえた 28 日間反復投与毒性試験および経皮吸収試験については、本年 5 月頃に中間報告の予定となっている。

第9回ジフェニルアルシン酸に係る健康影響についての臨床 検討会の検討結果を踏まえた対象者等の確認について

環境省

本で行われた臨床検討会の検討結果を踏まえ、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業」について、今回、新たに6人の申請者をこの事業の対象者として確認するとともに、55人の申請者をこの事業の対象外として確認しました。

対象者に対する医療手帳の交付及び対象外の通知は、茨城県を通じて本で行われます。

本日の新たな手帳交付により、緊急措置事業の対象者は、116人となりました。

<参考> 申請状況等について (3月31日現在)

(1) 申請者数	376人
(2) 対象者数	116人
(3) 棄却者数	239人
(4) 分析調査中	21人